

ちくせい観光ボランティアガイド協会 規約

(名称)

第1条 本会は、ちくせい観光ボランティアガイド協会と称する。(通称ガイド協会)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を下館商工会議所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、「行ってみたい、住んでみたい」と思える魅力あるまちづくりのために、筑西市(下館・関城・明野・協和地区)の歴史や文化、産業等のガイド活動、各種事業への協力を通じ、筑西市を内外に広くPRし、イメージアップを図る事を目的とする。
ガイド活動に当たっては、ボランティアを旨とし、又会員相互の親睦と資質の向上に努める。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光ガイド活動
- (2) 市及び観光協会の主催する観光事業への協力と参加
- (3) 歴史、文化、産業についての学習会及び研修会の開催
- (4) 観光ガイドブック等の作成及び更新
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

- 第5条 1. 本会の会員は、第3条及び第4条に賛同する方々で組織する。
2. 入会は、会員2名の推薦により役員会で承認する。
3. 会員には賛助会員をおくことが出来る。

(役員)

第6条 本会に、以下の役員を置く。

- | | | | | | | | |
|-------|----|--------|----|---------|----|-------|----|
| (1)会長 | 1名 | (2)副会長 | 1名 | (3)事務局長 | 1名 | (4)書記 | 1名 |
| (5)会計 | 2名 | (6)監事 | 2名 | (7)直前会長 | | | |

(顧問)

第7条 本会に、顧問及び参与を置くことが出来る。顧問及び参与は、役員の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の選出及び任期)

第8条 役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (4) 書記は、事務局長を補佐し、会議の議事録をとる。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行う。
- (6) 事務局は、本会の事務全般を取り仕切る。
- (7) 直前会長は、当協会運営に助言し、観光客の増大に努める。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- (1) 会費は、一人年額3,000円とする。
- (2) 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (3) 賛助会員は年会費一口1,000円とする。(複数加入可)

(会議)

第11条 会議は総会と役員会とする。

- (1) 会議(総会、役員会)の議事は出席者の過半数の同意により決議される。賛否同数の時は、議長が決する。
- (2) 議長は会長がつとめる。

(付則)

第12条 この規約に定める以外、本会の運営に必要な事項は、役員会の同意を得、別途定める。

平成19年5月11日施行

平成19年5月11日改正 第11条(1)項 年会費2,000円を3,000円とする。

平成20年4月10日規約改正 第1条愛称:ちくせい案内人⇒ガイド協会と変更する。

第6条副会長3名⇒2名、新設:事務局長(兼務可)1名、書記2名 廃止:幹事職

平成21年4月10日規約改正 第2条(仮)の削除

平成22年4月9日規約改正 第5条3項を追加と尚書きを追加 第10条(3)項を追加する

平成23年4月8日規約改正 6条副会長2名を1名、書記2名を1名、監事2名を1名とし

(7)直前会長を加える。 第9条に(7)を加える。

平成24年4月20日規約改正 6条監事1名を2名とする。

平成25年4月24日規約改正 4条(4)を(5)とし、(4)を観光ガイドブック等の作成及び更新とする。